

平戸市自動販売機設置事業者募集要領

令和元年9月
平戸市

目 次

第 1	入札の流れ	…	1 頁
第 2	平戸市公有財産への自動販売機設置の取扱いに関する要綱	…	2 頁
第 3	入札説明書	…	5 頁
1	入札参加者の資格	…	5 頁
2	貸付物件	…	5 頁
3	貸付条件	…	5 頁
4	募集要領等に関する質問の受付および回答	…	6 頁
5	入札参加の手続き	…	7 頁
6	入札保証金	…	9 頁
7	入札日時等	…	9 頁
8	入札方法	…	10 頁
9	落札者の決定	…	10 頁
10	落札者等の公表	…	11 頁
11	契約の締結	…	11 頁
12	賃貸料の納付	…	11 頁
13	契約保証金	…	11 頁
14	申請書等提出先及び問い合わせ先	…	11 頁

第1 入札の流れ

1 入札の公告

令和元年9月12日（木）

平戸市役所玄関前掲示板、及び平戸市ホームページへの掲載等

2 入札参加の手続き方法

登録申請書(様式第1号)及び資格確認申請書(様式第2号)は、平戸市ホームページからダウンロードし、所定の書類を添付し下記により提出してください。

(1) 申込期間 令和元年9月13日（金）から令和元年9月30日（月）

※ただし、土日祝日は除く。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 平戸市役所田平支所地域振興課
〒859-4807 平戸市田平町里免27番地1

(4) 提出方法 持参または郵送により提出

(5) 提出期限 令和元年9月30日（月）必着 （郵送の場合も申込期間必着）

3 入札参加資格の確認

提出いただいた資料をもとに入札参加資格の有無を確認します。なお、資料の追加提出を求めることがあります。

また、入札参加資格の有無は、令和元年10月4日（金）以降に通知します。

4 入札

(1) 入札日時 令和元年10月15日（火）午後1時30分から

(2) 入札場所 田平町民センター2階研修室2（平戸市田平町山内免270番地1）

※入札参加に際し、原則として入札額の100分の5以上の「入札保証金」が必要となります。ただし、平戸市契約規則第6条第2号の規定により免除となる場合があります。免除該当者には別途連絡します。

5 開札、落札者決定

入札会場において、入札者の前で開札し、落札者を決定します。

6 契約締結

令和元年10月22日（火）まで

※平戸市と落札者の間で契約を締結します。その際、原則として、契約金額（賃貸料総額）の100分の10以上の「契約保証金」を会計課(平戸市役所1階)にて納付してください。ただし、平戸市契約規則第33条の規定により免除となる場合があります。免除該当者には別途連絡します。

7 自動販売機の設置

たびら昆虫自然園入口駐車場 1か所 2メートル×1メートル＝2平方メートル
貸付期間の初日から設置することが可能です。その際に、電気使用量計量用子メーター及び空き缶回収箱等も同時に設置してください。

8 賃貸料の支払い

平戸市が発行する納入通知書により、納付期限までに賃貸料を納付してください。

第2 平戸市公有財産への自動販売機設置の取扱いに関する要綱

平戸市公有財産への自動販売機設置の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めがあるものを除くほか、市の行政財産又は普通財産（以下「公有財産」という。）への清涼飲料水等の自動販売機（自動販売機に類似するものを含む。以下「自販機」という。）の設置の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所の貸付等)

第2条 公有財産への自販機の設置については、一般競争入札による一時貸付契約に基づき、その設置場所を貸付けるものとする。

2 前項の規定に関わらず、市は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、行政財産使用許可、随意契約による公有財産賃貸借契約、指定管理者制度等により自販機を設置させることができる。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第25条及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条に規定する自らその業務に従事する者

(2) 市との協定書等により、その管理する施設内において、自販機による商行為を許可された指定管理者

(3) 市長が特別の理由があると認めた者

3 前項の規定による自販機設置の申請があった場合でも、既に申請箇所自販機が設置され、当該箇所の規模等から見て客観的に現在以上増加させる余地がないと判断される場合は、設置を認めないものとする。

(設置場所が行政財産である場合の貸付)

第3条 自販機の設置場所が行政財産である場合の貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、庁舎等（行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。）の床面積又は敷地に余裕がある場合（庁舎等の床面積又は敷地のうち、市の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合をいう。）において、該当余裕部分について行うものとする。

(庁舎等の余裕部分)

第4条 前条の余裕部分については、施設の管理者が、施設の適正管理という観点から、当該施設の面積、既存の自販機設置状況等を勘案した上で判断した後、各施設を所管する課の所属する部局の長が決定するものとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は3年間を原則とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(設置場所の現地説明)

第6条 自販機の設置場所の現地説明は、設置場所の実状に応じて適宜実施するものとする。ただし、その必要がないと認められるときは、現地説明を省略することができるものとする。

(貸付けにおける禁止事項)

第7条 自販機の設置場所の貸付けにおいては、次に掲げる行為は認めないものとする。

(1) 設置場所を自販機の設置及び運営以外の目的で使用する事。

(2) 設置場所の賃借権の譲渡又は転貸を行うこと。

(3) 自販機で販売する商品以外の広告等を表示すること。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

(一般競争入札)

第8条 第2条に規定する一般競争入札について、必要な事項は別に定める。

(一時貸付契約)

第9条 一時貸付契約の締結は、落札の決定通知を受けた日から7日以内に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

2 契約書の貸付期間の開始日から電源工事及び設置工事を行うことができる。

3 落札者が落札の決定通知を受けた日から7日以内に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失うものとする。

(契約保証金の納付)

第10条 落札者(以下「借受人」という。)は、平戸市契約規則(平成17年平戸市規則第44号)第32条の規定により一時貸付契約と同時に、契約保証金として契約金額(賃貸料)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

(契約保証金の帰属)

第11条 借受人がその義務を履行しないときは、契約に別段の定めがある場合を除き、契約保証金は市に帰属する。

(契約保証金の還付)

第12条 契約保証金は、契約履行後に還付する。ただし、契約による担保義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

(賃貸料の納付)

第13条 賃貸料は年額とし、原則として納入通知書に定める日までに当該年度分を納付させるものとする。ただし、当該年度分を一括して納付させることが困難な場合は、分割して納付させることができる。

2 1年度内の貸付期間に1年未満の端数がある場合は、その期間の賃貸料は月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、日割りによって計算する。この時、100円未満の端数が発生した場合は、100円に切り上げる。

3 第1項の規定に関わらず、貸付期間が3年の場合は、賃貸料は落札金額の3年分とする。

4 第3項の規定に関わらず、貸付期間が2年の場合は、賃貸料は落札金額の2年分とする。

5 第3項の規定に関わらず、貸付期間が1年の場合は、賃貸料は落札金額の1年分とする。

(子メーターの設置及び電気料の納付)

第14条 借受人が設置する自販機には、原則として電気の使用量を計量する子メーター(計量法に基づく検査に合格したものに限る。)を借受人に設置させるものとする。

2 借受人は、前項の規定により設置された子メーターが計量した電気料を、納入通知書に定める日までに納付しなければならない。

(費用負担)

第15条 自販機の設置(自販機電気使用量計量用子メーター及び空き缶回収箱の設置等を含む。)、運営及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。

(契約の解除)

第16条 市は、法第238条の4第5項及び法第238条の5第4項の規定に基づき、市が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要とするときは契約を解除することができるものとする。

2 市は、借受人に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 借受人の責に帰する理由により契約期限までに契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約期限までに契約の履行の見込みがないと認めるとき。
- (3) 契約の履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 契約解除の申出があったとき。
- (5) 借受人が、別に定める一般競争入札参加者の資格を失ったとき。
- (6) 借受人又はその代理人、支配人若しくは使用人が、この告示又は契約事項に違反したとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市が契約を継続しがたいと認めたとき。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、その旨を借受人に通知しなければならない。

4 市が第1項の規定により契約を解除した場合において、借受人に損害が生じたときは、借受人は市にその補償を請求できるものとする。

5 第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は市に帰属する。

(設置場所の返還)

第17条 貸付期間の満了又は契約が解除となった場合においては、借受人の費用で原形に復し、遅滞なく設置場所を市に返還させるものとする。

(連帯保証人)

第18条 一時貸付契約にあたっては、借受人から契約保証金を納付させることを条件に連帯保証人は免除とする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

第3 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号）等関係例規及び平戸市自動販売機設置事業者募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、必ず現地を確認し、入札される市有財産の現状・原形を承知された上で、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、入札参加申込時点で平戸市内に住所または営業所を有する者及び公告日現在において平戸市内の公共施設に自動販売機を設置している者とする。ただし、次に掲げる者は、入札に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項各号の規定に該当する者
- (3) 平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年平戸市告示第69号）第3条に規定する入札参加排除措置を市から受けた者、または、受ける見込みの者
- (4) 法人にあっては、平戸市内に本店、支店又は営業所を有せず、個人にあっては、平戸市内に住所を有せず、任意団体にあっては、平戸市民で構成しない団体
- (5) 自動販売機の設置及び運營業務について、公告を行った日から過去2年以上の平戸市内における実績を有しない者
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有しない者
- (7) 平戸市税等（市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）及び法人税に関し、滞納している者

2 貸付物件

- (1) 貸付物件は、たびら昆虫自然園入口駐車場 1か所 2メートル×1メートル＝2平方メートルです。
- (2) 貸付面積には、原則として、空き缶回収箱等の設置スペースを含みます。

3 貸付条件

- (1) Wi-Fi機能付の自動販売機の設置をお願いします。
- (2) 最低貸付価格は、5,000円（1年間換算）です。
- (3) 設置事業者の施設使用形態
 - ア 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、平戸市が設置事業者に対し、行政財産又は普通財産の土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
 - イ 一時貸付けであり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。
- (4) 貸付期間
令和元年11月1日から令和3年3月31日まで（1年5か月間）。
期間経過後は再度入札を行い、設置業者を決定します。
- (5) 機器の設置
機器の設置については、契約後に調整の上行ってください。
- (6) 賃貸料

1年間の賃貸料は、入札により決定した金額となります。なお、貸付開始日から営業開始できなかった場合でも、賃貸料は貸付期間の初日から発生します。また、補償には一切応じません。令和元年11月1日から令和2年3月31日の期間については、入札により決定した金額を5か月分に換算します。

(7) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とします。

イ 電気料についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において電気使用量を計量する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置し、電気料を平戸市が発行する納入通知書に定める日までに全額納付してください。

ただし、単独引き込みにより受電を行うものについては、対象外とします。

ウ 物件によっては、機器設置等に係る電気工事が必要となる場合があります。この場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

エ Wi-Fi機能設備設置における通信料については、設置事業者の負担とします。

(8) 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

ア 募集要領、契約で定める条件を遵守し、賃貸料及び電気料を納入通知書に定める日までに確実に納付すること。

イ 貸付物件を自動販売機の設置及び運営以外の目的に使用しないこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

エ 自動販売機で販売する商品以外の広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。

オ その他募集要領、契約の事項を遵守すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要経費等があっても一切平戸市に請求することはできません。

(10) 自動販売機の増設

平戸市が必要と判断し自動販売機を増設した場合、このことによって生じる不利益について一切平戸市に請求することはできません。

(11) 売上金額の報告

売上金額の報告を頂く場合があります。

(12) 物件別特別仕様

特になし。

4 募集要領等に関する質疑の受付及び回答

募集要領等に関して疑義がある者は、下記に従い必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

質疑書(様式第3号)

(2) 提出方法

電子メールまたはFAXにより提出してください。

(3) 受付期間

令和元年9月13日(金)から令和元年9月30日(月)午後5時まで必着

※ただし、土日祝日は除く。

(4) 回答方法

随時、平戸市ホームページで回答し、最終的には、令和元年10月7日（月）までに、全ての質問事項及び回答を掲載します。

(5) 提出先

平戸市役所田平支所地域振興課

5 入札参加の手続き

入札への参加を希望する者は、所定の書類を提出し、「自動販売機設置競争入札参加登録名簿」に登録され、かつ入札参加資格の確認を受けてください。提出期限までに書類を提出しない又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できません。

自動販売機設置競争入札参加登録名簿について

- ◎平戸市が実施する自動販売機設置の一般競争入札に参加するためには、「入札参加登録申請書(様式第1号)」を提出し、「自動販売機設置競争入札参加登録名簿」に登録されなければなりません。
- ◎この登録申請は、随時受け付けられるものとし、申請内容の審査の結果、「第3入札説明書 1入札参加者」の資格の要件をすべて満たすと認められるときは、登録業者(個人、団体)として名簿に登録するものとします。
- ◎今回の登録期間は、令和元年度(令和2年3月31日まで)です。以後1年ごとに更新の手続きが必要です。

(1) 提出書類

ア 入札参加登録名簿に登録するための書類

No.	書類の名称	個人	法人	任意団体	必要部数	備考
1	入札参加登録申請書(様式第1号) 実印を押印のこと。任意団体の場合は代表者個人の実印を押印のこと。	○	○	○	1	
2	誓約書(様式第4号) 実印を押印のこと。任意団体の場合は代表者個人の実印を押印のこと。	○	○	○	1	
※3	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	×	○	×	1	コピー可
※4	住民票 任意団体の場合は代表者個人の分	○	×	○	1	コピー可
※5	印鑑登録証明書 任意団体の場合は代表者個人の分	○	○	○	1	コピー可
6	平戸市内に支店又は営業所を有する法人のみ 平戸市内で開設していることを証	×	○	×	1	コピー可

	明する書類（支店・営業所の土地建物賃貸契約書又は土地建物の登記簿謄本）					
※7	平戸市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に関する「 <u>滞納のない証明</u> 」 任意団体の場合は代表者個人の分	○	×	○	1	コピー可
※8	法人税に関する「 <u>滞納のない証明</u> 」	×	○	×	1	コピー可

注① 入札参加者の資格（個人・法人・任意団体）に応じて、上記書類を入札参加申込の際にご提出ください。

注② 上記書類中、No.の左横に※をつけた書類は入札参加申込日から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

イ 今回の一般競争入札に参加するための書類

No.	書類の名称	個人	法人	任意団体	必要部数	備考
1	入札参加資格確認申請書(様式第2号) 実印を押印のこと。任意団体の場合は代表者個人の実印を押印のこと。	○	○	○	1	
2	自動販売機設置について、平戸市内で2年以上の実績を証明する書類（土地又は施設の賃貸借契約書、使用許可書等）	○	○	○	1	コピー可
3	設置する自動販売機のカタログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）	○	○	○	1	コピー可

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便)により提出してください。

(3) 受付期間

令和元年9月13日（金）から令和元年9月30日（月）午後5時まで必着

※ただし、土日祝日は除く。

(4) 提出先

平戸市役所田平支所地域振興課

(5) 参加資格の有無の通知

令和元年10月4日（金）以降に通知します。

6 入札保証金

入札への参加を希望する者は、下記により入札保証金を納付してください。ただし、入札保証金が免除になる場合もありますので、入札参加資格の有無の連絡の際に通知します。

- (1) 納付金額
入札額の100分の5以上の金額
※入札の予定価格（最低入札価格）の100分の5以上ではありませんので納付の際
ご注意ください。
- (2) 納付場所
会計課（平戸市役所1階）
- (3) 還付方法
開札後に会場で還付します。

7 入札日時等

- (1) 入札日時
令和元年10月15日（火）午後1時30分～
- (2) 入札場所
田平町民センター2階研修室2
- (3) 必要書類等
 - ア 入札書
入札参加資格確認書に同封します。なお、平戸市のホームページからもダウンロードできます。
 - イ 委任状（代理人が入札する場合のみ必要）
入札参加資格確認書に同封します。なお、平戸市のホームページからもダウンロードできます。
入札参加する物件番号ごとに作成し、物件番号を必ず記載してください。なお、代理人は、同一物件につき複数の入札参加者を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同一物件の入札を委任することはできません。
 - ウ 印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑）
印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。
- (4) 注意事項
 - ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は当該入札開始時刻までに入札会場に到着していない場合は、辞退とみなします。
 - イ 入札場所への入室は、1参加者あたり2名までとさせていただきます。
 - ウ やむを得ず入札を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
 - エ 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

8 入札方法

- (1) 入札金額
 - ア 入札金額は、1年間分の賃貸料を記入してください。
 - イ 貸付けを行う物件が屋内である場合には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
ただし、落札後に消費税及び地方消費税に変動があるときには、変動後の消費税及び地方消費税による金額を加算した金額に契約変更します。
貸付けを行う物件が屋外である場合には、消費税及び地方消費税相当額の加算は

ありません。※今回の物件が該当します。

ウ 最低貸付価格以上で最も高い金額で入札された方が落札者となります。

(2) 入札書

ア 入札は所定の入札書を使用します。平戸市のホームページからもダウンロードできます。

イ 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆等、訂正ができない筆記用具を用いて明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

ウ 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

エ 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

オ 入札者は、投入した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

カ 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(ア) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(イ) 入札者が法令の規定又は入札条件に違反したとき。

(ウ) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたとき。

(エ) 入札者が他の入札者の代理をしたとき又は2人以上の者の入札を代理したとき。

(オ) 入札者が連合して入札をしたとき。

(カ) 入札者が入札に際し、不正の行為があったと認められるとき。

(キ) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

9 落札者の決定

(1) 開札

ア 開札は入札場所において、全ての入札書提出確認後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。

イ 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格以上で最高金額の入札をした方を落札者とし、入札会場において発表します。

ウ 最高金額の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。

10 落札者等の公表

入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を平戸市のホームページで公表します。

11 契約の締結

落札者には、契約書等の契約関係書類を郵送しますので、指示に従ってください。

12 賃貸料の納付

賃貸料は契約書に従い、納入通知書に定める日までに平戸市発行の納入通知書で納付してください。

13 契約保証金

契約締結の際、下記により契約保証金を納付してください。ただし、免除になる場合

がありますので、該当者には別途連絡します。

(1) 納付金額

契約金額（賃貸料の総額）の100分の10以上の金額

(2) 納付方法

会計課(平戸市役所1階)窓口にて、契約書持参のうえ現金で納付してください。

(3) 還付方法

契約保証金は、市有財産の明け渡し完了後に還付します。ただし、未払いの賃貸料等がある場合は、平戸市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

(4) 注意事項

ア 設置事業者の責めに帰する理由により契約期限までに契約が履行されない場合及び契約の解除となった場合は、契約保証金は市に帰属します。

イ 契約保証金には利息をつけません。

14 申請書等提出先及び問い合わせ先

(1) 所在地

〒859-4807 平戸市田平町里免27番地1

(2) 担当課

平戸市田平支所地域振興課 Tel0950-57-1111（内線5123）

(3) 連絡先

電話：0950-57-1111

FAX：0950-57-1201

e-mail：t_shimin@city.hirado.lg.jp

(4) 留意事項

問い合わせ件数等の情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。